【新潟市市民活動保険】「事故報告書」提出時のお願い

1　「事故報告書」の作成にあたって

・賠償事故の加害者について、自治会の活動によって発生した賠償責任事故であることは間違いないけれど、活動を行っていた誰が加害者なのか特定できない場合があります。（例：複数人で公園の草刈りを行っていて、他人の車のガラスを割ってしまった。）そのような場合は、加害者の情報として自治会の代表者の情報をご記入ください。

・「事故状況」は審査の際に重要な情報となります。できるだけ詳しくご記入ください。

・「事故状況」や「事故現場の見取図」などは、別紙で提出していただいても構いません。

・証明者氏名は保険事故対象者と異なる第三者（活動団体代表者、活動団体役員　等）の氏名を記入してください。

・事故報告書に効力を持たせるため、証明者氏名の欄には押印が必要です。（認印でも可）

2　「事故報告書」の添付書類について

（１）市民活動時の名簿

・保険の対象となる傷害事故の負傷者または、賠償事故の加害者の方が市民活動に従事していたことを示すために、対象となる方のお名前が載っているボランティア名簿などが必要です。

・名簿提出時、対象者の部分以外の情報をマスキングするかどうか、ご確認ください。

・自治会の側溝清掃などのように参加者名簿を作成していない場合には、自治会の構成員であることが分かるような書類（例：自治会員名簿）でも構いません。

・名簿資料に表題がない場合は、何の名簿なのか分かるよう、手書きで補記してください。

（２）賠償責任事故での被害写真

・賠償責任事故の場合は修理前の写真が重要となります。最低でも次の２パターンの写真を撮影してください。枚数は多くて構いません。

①損傷箇所の写真

②少し離れた所から撮影した写真。車の場合はナンバーも写り込んだ写真。
（損傷箇所のアップ写真だけでは、事故報告にある被害物かどうかが分からないため。）

・できるだけ鮮明な画像を確認するため、ＦＡＸではなくメールで提出してください。

「事故報告書」（添付書類含む）に不備があった場合は、
事業担当課から修正、追加のお願いをさせていただきます。